



2021年
令和3年
7月号
No.443

The Newsletter of the Town of Taiji



駅舎防災複合施設完成！

目次

トピックス	2
議会報告・特集	3
お知らせ	4
住民福祉課便り	6
くじらの博物館便り	12
保健衛生関係行事予定	14

5/6(木) クリーンキャンペーン

太地町赤十字奉仕団の皆さんが、5月の赤十字運動月間に合わせて、周知清掃活動を行いました。

赤十字周知運動月間は、赤十字の理念や活動資金へのご支援を呼びかける期間となっています。

この日、奉仕団の皆さんに公民館付近の草むしりをさせていただきました。

ありがとうございました。



5/21(金) 中学校避難訓練

中学校において、火災避難訓練を行いました。雨天のため、今回は屋内での実施となりました。

保健室からの火災を想定し、先生方の指示のもと生徒らが体育館に避難しました。

体育館では、役場消防担当職員より、10年前に発生した東日本大震災の話を変えながら、避難訓練の重要性などをお話しさせていただきました。

そのほか、簡易担架作りや、負傷者の搬送、消火器の使用体験をしていただきました。

5/31(月) 駅舎防災複合施設竣工式

従来の駅としての機能に加えて、防災・観光の機能を備えた太地駅舎がこの度完成し、5月31日（月）、竣工式を執り行いました。

1階は観光案内所、2階は、備蓄倉庫や多機能トイレを完備した避難施設となっています。

外観のデザインにつきましては、アメリカへ移住された方々の多くが働かれた、ターミナル島の缶詰工場や駅舎などから着想を得ています。

町の玄関を飾る施設として、また、皆さんの安心安全な生活を支える施設として、多くの皆さんにご利用いただければと思います。



議 会 報 告

令和3年第1回太地町議会臨時会が、5月21日に開会されました。
今臨時会には町長から、承認の件9件、契約の変更1件が提出され審議されました。

専決処分の承認

- ◎太地町税条例等の一部を改正する条例【承認】
- ◎太地町国民健康保険条例の一部を改正する条例【承認】
- ◎太地町介護保険条例の一部を改正する条例【承認】
- ◎令和2年度太地町一般会計補正予算（第9号）【承認】
- ◎令和2年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第4号）【承認】
- ◎令和2年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第5号）【承認】
- ◎令和2年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算（第3号）【承認】
- ◎令和2年度特別会計太地町都市計画公共下水道事業補正予算（第2号）【承認】
- ◎令和3年度太地町一般会計補正予算（第1号）【承認】

契約の変更

- ◎駅舎防災複合施設整備工事請負契約の変更【賛成多数で可決】

特集 災害時の避難「知っておくべき5つのポイント」

～知っておくべき5つのポイント～



- ・避難とは「難」を「避」けること。
安全な場所にいる人まで避難所にいく必要はありません。
- ・避難先は、小中学校・公民館だけではありません。
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。
- ・マスク・消毒液・体温計が不足しています。
できるだけ自ら携行してください。
- ・災害の状況により避難場所、避難所が変更・増設されている可能性があります。
災害時には町内放送等の情報にご留意ください。
- ・豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。
やむを得ず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認してください。

※新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則です。※

～避難するときは～

- ・正しい情報のもとの的確な行動をとってください。
デマに惑わされないよう防災無線放送などの情報をしっかり聞きましょう。
- ・火の始末、戸締りをしっかりとしましょう。
ガスは元栓を締め、電気ブレーカーも切りましょう。
- ・動きやすい服装で行動してください。
長袖・軍手を着用しましょう。地震時には帽子やヘルメットを着用しましょう。
- ・避難は徒歩で
車の利用は避けましょう。交通が混乱しているときの車は危険です。重要な緊急・救援車両、広報車など通行の妨げにもなります。
- ・非常持出品の携行
食料・水は3日分。両手の自由が利くリュックなどで携行しましょう。
- ・地域との連携を
他の人と声をかけ合って、災害時こそ助け合いましょう。

太地町 **生き生き** 情報コーナー

お知らせ

太地町選挙管理委員会からのお知らせ

太地町議会議員一般選挙が下記のとおり執行される予定となっておりますので、お知らせします。
記

【告示日】 令和3年7月13日(火)

【投票日】 令和3年7月18日(日)

【期日前投票】 令和3年7月14日(水)～令和3年7月17日(土)

お知らせ

避難情報が変更されています

「災害対策基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、避難情報が変更されています。
命を守る行動を心がけてください。

令和3年5月20日から
ひなんしじ
避難指示で必ず避難
ひなんかんこく
避難勧告は廃止です

警戒レベル
4

お知らせ

30歳から公務員を目指す!!自衛官(学生)等の募集案内

受検種目	応募資格	受付期間	試験日	試験会場
自衛官候補生	18歳以上 32歳以下の男女	年間を通じて行っております	受付時にお知らせいたします	受付時にお知らせいたします

◎公務員合同説明会開催(自衛官、警察官、消防士、刑務官、海上保安官)

日にち: 7月17日(土) 場所: 佐野会館 新宮市佐野1-9-9

【お問合せ】 就職や転職等をご検討の方は是非お問い合わせください。

説明会平日随時、自衛隊新宮地域事務所(新宮高校正門前) ※来場自由 電話: 0735-21-3449

お知らせ

クビアカツヤカミキリの早期発見! もも、すもも、うめ、さくらを守ろう!

果樹園やさくらでフラス(幼虫の糞と木くずが混ざった物)を発見したら最寄りの振興局*またはJAに連絡してください。 ※東牟婁振興局 ①農業水産振興課(農地) ☎ 21-9632 ②林務課(森林) ☎ 21-9612 ③衛生環境課(その他) ☎ 21-9631

成虫 雄 成虫 雌



株元に溜まったフラス



クビアカ情報

わかやま林業労働力確保支援センターが林業無料職業紹介事業を開始!

講習の名称	日時	場所	受講料等	受付開始日
フルハーネス型安全帯使用作業 特別教育（6時間）	8月3日(火) 午前10時～	和歌山県建設会館 3F 会議室	¥8,670	7月5日(月)～
建築物等の鉄骨組立て等作業主任者	8月24日(火)～ 8月25日(水)	和歌山県建設会館 3F 会議室	¥10,680	7月26日(月)～
地山の掘削及び 土止め支保工作業主任者	9月28日(火)～ 9月30日(木)	和歌山県建設会館 3F 会議室	¥18,020	8月30日(月)～
足場の組立て等作業主任者	10月12日(火)～ 10月13日(水)	和歌山県建設会館 3F 会議室	¥10,480	9月13日(月)～
コンクリート造の工作物の解体等 作業主任者	11月9日(火)～ 11月10日(水)	和歌山県建設会館 3F 会議室	¥11,000	10月11日(月)～

- 〈注〉1. 講義時間は、何れもAM9:00～PM5:10（講義内容により、変更があります。）
 2. 講習会の受付は、講習会開催の約1ヶ月前からです。
 3. 受講の申込みは、受講申込書に受講料を添えて持参、または現金書留で郵送をお願いします。
 4. 受講料等には、テキスト代が含まれています。テキスト代が改定された場合は、受講料を改定させていただきます場合があります。
 5. 定員になり次第、締め切ります。
 6. 申込者が少数の場合は、講習会を取り止めさせていただきます場合があります。

〈問〉建設業労働災害防止協会 和歌山県支部 電話:(073) 436-1327 Fax:(073) 426-3987

お知らせ

サマージャンボ宝くじについて

- 「サマージャンボ宝くじ」と「サマージャンボミニ」が、7月13日(火)から全国で2種類同時発売されます。
- 今年のサマージャンボ宝くじは、1等・前後賞合わせて7億円!
 1等 5億円×23本 前後賞各 1億円×46本 ※当せん本数は発売総額690億円・23ユニットの場合
- 同時発売のサマージャンボミニは、1等・前後賞合わせて5,000万円!
 1等 3,000万円×28本 前後賞各 1,000万円×56本 ※当せん本数は発売総額210億円・7ユニットの場合
- この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
- 発売期間は令和3年7月13日(火)から8月13日(金)までです。
- 抽せん日は令和3年8月25日(水)です。
- 支払開始日は令和3年8月30日(月)です。
- 価格は、各1枚300円です。
- 昨年のサマージャンボ宝くじ（第848回全国自治宝くじ）及びサマージャンボミニ（第849回全国自治宝くじ）の時効（令和3年8月25日(水)）が迫っておりますのでお忘れなく。
- サマージャンボは、PCやスマホからもインターネット購入できます!



住民福祉課だより



里親相談会を開催します

会場：公民館 視聴覚室

日時：令和3年7月28日（水）10：00～12：00

紀南地方にも、様々な理由で家族と暮らせない子どもたちがいます。そうした子どもたちを自分の家庭に迎え、あたたかい家庭で共に過ごして下さる方、（里親）を探しています。里親に関心のある方は、是非相談会へご参加ください。

今年度は、上記の日程で、相談会を開催します。参加希望の方は、事前の予約（1週間前）が必要です。尚、日時等ご都合のつかない場合は、別日にて随時受け付けております。お気軽にお問い合わせください。

里親支援センターほっと（担当：川口・村岡）
上富田町岩田 2456-1 / TEL 0739-34-2735

7月は「社会を明るくする運動強化月間」です

「社会を明るくする運動」とは・・・

すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力をあわせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

行動目標

- ①犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組みを進めよう
- ②犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

重点事項

- ①出所等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと
- ②帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと
- ③薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境作ること
- ④犯罪をした高齢者・障害者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること
- ⑤非行少年等が学びを継続できる環境を作ること

お問い合わせ先：住民福祉課

夏祭りの中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の夏祭りを中止します。

- ・児童健全育成事業夏祭り
- ・南紀園夏祭り



中止



20歳になったら国民年金 —国民年金に関する事前のお知らせです—

20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業・無職の方等は、国民年金に加入することが義務付けられています（20歳到達時の加入手続きは不要です）。

20歳の誕生日の約2週間後に、以下のご案内がそれぞれご自宅に届きますので、ご確認をお願いします。

① 加入のお知らせ等

- ・「国民年金加入のお知らせ」
- ・「国民年金の加入と保険料のご案内」
- ・口座振替納付申出書
- ・保険料免除 / 納付猶予申請書
- ・納付書
- ・学生納付特例申請書
- ・返信用封筒

② 年金手帳

年金手帳

20歳前に基礎年金番号をお持ちの方には、②は届きません。

そして、国民年金には、保険料の割引やお得に年金を増やすことができる方法があります。ご希望の方は、お早めに手続きをしてください。

お得です① 前納制度について

保険料には、まとめて前払い（前納）することで割引されるお得な前納制度があります。納付書での前納は、翌々年3月分まで（最大2年分）可能です。

前納は申出月からの開始となりますので、20歳到達月（20歳の誕生日の前日が含まれる月）からの前納を希望される場合は、20歳到達月中にお申し出ください。

- 後日送付される前納用納付書は、令和4年3月分までとなっています。令和5年3月分までの前納を希望される場合は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

※国民年金に加入した年度末まで納付いただき、翌年4月から2年前納をご利用いただくことも可能です。

- 前納を希望されるお客様において、使用期限までに納付が出来なかった場合は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。ご相談いただいた時点での、前納可能期間等をご案内させていただきます。

※納付書の使用期限となる月末のご相談については、ご希望に添えない場合がありますのでお早めにお申し出ください。

- 前納割引額や納付書の使用方法などについては、日本年金機構のホームページをご確認ください。

お得です② 付加年金について

定額保険料（令和3年度16,610円）に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

付加年金は申出月からの開始となりますので、20歳到達月（20歳の誕生日の前日が含まれる月）からの納付を希望される場合は、20歳到達月中にお申し出ください。

- 付加保険料の納付を希望される場合は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。
- 付加年金額（年額）は「200円×付加保険料を納めた月数」で計算し、2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。

お得です③ 口座振替・クレジットカード納付について

金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。納付方法（1ヵ月・6ヵ月前納・1年前納・2年前納）をお選びいただけます。納付方法により割引額や申込期限が変わりますので、詳しくは、日本年金機構ホームページをご確認ください。

おすすめ

口座振替による納付について

納付書・クレジットカードによる納付よりも、更に割引されるお得な方法です。

【申込方法】

「口座振替納付申出書」に必要な事項を記入・押印し、お近くの年金事務所、金融機関または郵便局へご提出ください。

クレジットカードによる納付について

納付書による納付と同じ割引額となります。

【申込方法】

「クレジットカード納付（変更）申出書」に必要な事項を記入し、年金事務所へご提出ください。

学生納付特例制度について

20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、納付が困難な場合、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

本人の所得が一定以下の学生が対象となります。詳しくは、日本年金機構ホームページをご確認ください。

- 学生納付特例制度の申請を希望される場合は、国民年金加入のお知らせ等と一緒に送付される学生納付特例申請書をご用意ください。
- 学生ではない期間は、保険料免除・納付猶予制度をご利用ください。

年金制度ってなに？

公的年金は、現役世代が保険料を支払い、高齢者の生活を支えるという「世代間扶養」の仕組みをとっており、皆様がいずれ迎える老後生活を世代が順送りで支えるものです。また、老後だけでなく、若いうちに障がいを負われたときやお亡くなりになった場合でも、ご本人やご遺族の生活を支えます。しかも、世代間扶養の仕組みにより、世の中の賃金や物価の動向に応じた額の年金が、お亡くなりになるまで一生涯受け取れます。

皆さんが加入する国民年金には様々なメリットがあります。

1. 老後を支える終身保障！

「老齢基礎年金」が受け取れる一生涯の保障です

2. 万が一の障がいや遺族を保障！

老後だけでなく現役世代の保障も充実しています

3. 納めた保険料の全額が所得から控除！

家族の保険料を納めた場合、家族の分もまとめて申告できます

4. 基礎年金の半分は国（税金）が負担！

基礎年金の半分は国（税金）から支払われています

お問合せ先 田辺年金事務所 国民年金課
TEL 0739-24-0432（音声案内②⇒②を選択してください）

介護保険施設における食費・居住費と高額介護サービス費の負担限度額が令和3年8月1日から変わります

①介護保険施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の助成制度が変わります。

◎補足給付の預貯金要件の見直し

	R3.7月まで	→ 見直し後 (R3.8月～)
年金収入等※ 80万円以下 (第2段階)	单身 1,000万円 夫婦 2,000万円	单身 650万円 夫婦 1,650万円
年金収入等 80万円超 120万円以下 (第3段階①)		单身 550万円 夫婦 1,550万円
年金収入等 120万円超 (第3段階②)		单身 500万円 夫婦 1,500万円

※年金収入等 = 公的年金等収入金額 (非課税年金を含みます。) + その他の合計所得金額

◎食費の負担限度額の見直し

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	R3.7月まで	→ 見直し後 (R3.8月～)	R3.7月まで	→ 見直し後 (R3.8月～)
年金収入等※ 80万円以下 (第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等 80万円超 120万円以下 (第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等 120万円超 (第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円

※食事の提供に要する平均的な費用の額 (基準費用額) は、1,392円 → 1,445円 (日額) に変わります。

(注) 居住費の負担限度額は変更ありません。また、生活保護受給者や老齢福祉年金受給者等 (第1段階) の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

②毎月の負担上限額 (高額介護サービス費) が変わります。

介護サービスの利用者と同一世帯に、年収約770万円以上の65歳以上の方がいる場合、毎月の負担上限額が以下のとおり変わります。

新設	課税所得 690万円 (年収約 1,160万円) 以上	140,100円 (世帯)
	課税所得 380万円 (年収約 770万円) ~ 課税所得 690万円 (年収約 1,160万円) 未満	93,000円 (世帯)

※上記以外の市町村民税非課税世帯の方等の負担上限額に変更はありません。

お問い合わせ先：住民福祉課介護保険係まで

戦没者遺族の特別弔慰金請求がお済でない方へ

支給対象者	戦没者等の死亡当時の遺族で、令和2年4月1日において恩給や遺族年金等を受けている遺族がない場合、弔慰金の受給権者・戦没者の子・兄弟姉妹等で順位の優先する遺族1人に支給
支給内容	額面25万円 5年償還の記名国債
請求期限	令和5年3月31日まで
請求書提出先	役場住民福祉課
問い合わせ先	役場住民福祉課または和歌山県庁福祉保健総務課（TEL 073-441-2485）

後期高齢者医療制度に加入の皆様へ

後期高齢者医療制度の被保険者証の色が 「うすい緑色」から『みず色』に変わります

令和3年7月31日の有効期限満了に伴い被保険者証（以下、「保険証」という。）を更新いたします。新しい保険証は『みず色』です。7月初旬頃から順次簡易書留にて郵送する予定となっております。

今回お届けする『みず色』の保険証は7月1日から使用できます。

それが届くまでは現在お持ちの保険証「うすい緑色」をご使用ください。
（「うすい緑色」の保険証は8月1日以降使用できません。）

○ 現在お持ちの保険証「うすい緑色」について

新しい保険証『みず色』がお手元に届き次第、「うすい緑色」の保険証は、役場住民福祉課にお越しの際にご返却いただくか、ご自分で細かく裁断するなどして、住所・氏名などが他人に知られないよう十分ご注意のうえ、処分してください。

※令和3年度住民税の課税所得により、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますのでご確認ください（住民税の各種控除後の課税所得額が145万円以上の被保険者のいる世帯の方は、一部負担金の割合が3割となります）。

集団検診のご案内

10月17日(日)、11月17日(水)、11月21日(日)、12月3日(金)に実施予定の集団検診は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**人数を制限**して実施する予定です。必ず**2週間前**までにお申し込みください。

※申し込み状況により、日程の変更をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

個別検診は、令和3年7月1日～令和3年12月28日まで実施していますので、お申し込みください。

胸部（結核・肺がん）レントゲン検診のお知らせ

7月に実施する胸部レントゲン検診の日時・場所は下記のとおりです。受診を希望される方は時間内にお越しください。

町内各所における胸部レントゲン検診の日時・場所

	日時	場所
7月15日(木)	午前8時00分～8時45分	平見集会所前
	午前9時00分～9時30分	平見消防屯所前
	午前9時45分～10時15分	平見県営住宅前
	午後5時00分～6時00分	漁業協同組合横
7月16日(金)	午前8時00分～8時15分	夏山もみじや旅館前
	午前8時40分～9時40分	山本文雄氏宅前(暖海)
	午前10時00分～10時40分	東新集会所前
	午後5時00分～5時30分	上中克則氏宅前(森浦)
	午後5時45分～6時15分	水の浦駐在所前

★胸部レントゲン検診は無料となっています。(喀痰検査を実施する方は500円です。但し、節目検診該当者及び70歳以上の方は無料です。)

★「健康手帳」をお持ちの方は、ご持参ください。

【検診を見合わせいただきたい方】

- ・37.5度以上の発熱がある方(2週間以内に発熱があった方も含む)
- ・咳などの呼吸器症状が出ている方
- ・家族に発熱や咳などの症状がある場合
- ・2週間以内に流行地域で滞在歴がある方

【検診に来所される前に】

- ・検診当日は、会場にお越しになる前に自宅等で**体温の測定**をしてください。
- ・必ず**マスクの着用**をお願いします。
- ・受診の際には、アルコールによる手指消毒をお願いします。当日、受付時に発熱の有無の確認、体調不良等がないか聞き取りを行う場合があります。ご協力のほどよろしくをお願いします。



石垣記念館創立30周年

The 30th Anniversary of the Ishigaki Memorial Museum of Art

日本郵船の安藝丸(絵葉書)

安藝丸の乗船者名簿

Passenger Arrival Record of the Aki-maru

石垣栄太郎は横浜港で丹波丸に乗り込み、カナダのビクトリア港に着いたと回想している。ところがカナダ移民局に伝わった乗船者名簿を確認したところ、彼が乗ったのは日本郵船の丹波丸ではなく、同社の安藝丸であった。

すべての船の名簿が残っているわけではない。ビクトリア港については1905年4月18日から1912年6月6日までに到着した船の名簿の写真データだけが現存しており、たまたま栄太郎の乗船はその期間中であった。英語で手書きされた名簿は戦後になって移民局によってマイクロフィルム化され、さらに2006年に民間の調査団体によって翻刻され、一般公開されるデータベース中に収められた。

明治42年(1909)10月12日に香港を発った安藝丸は神戸港を経由して横浜港に着き、15歳の栄太郎を乗せて10月27日に横浜港を離れた。ビクトリア港に着いたのは11月11日の朝であった。名簿に記された栄太郎の目的地はブリティッシュ・コロンビア州のスティーブストンになっている。同州最長のフレザー川の河口右岸に位置する村で、サケ漁とその缶詰製造に大勢の日系人が従事していた。

栄太郎の父、政次は明治34年(1901)に渡米したことになるが、栄太郎の回想録には、栄太郎

が政次に呼び寄せられてビクトリア港で二人が再会するまで、政次は「フレダ川で船づくり」をしていたとしか書かれていない。乗船者名簿に書かれた栄太郎の目的地がスティーブストンであったことから、「フレダ川」は「フレザー川」と考えて間違いなからう。ザ行、ダ行、ラ行を混同してしまうのが紀州弁である。

政次がスティーブストンにやって来た頃、川岸には15棟の缶詰工場が並んでいた。サケを獲り、缶詰にする労働者の大半は日本人で、その人数は二千人を超えていたという。多かったのが和歌山県出身者で、なかでも日高郡三尾村から来た人が多かった。

スティーブストンにいた太地出身者のなかで成功者と知られているのが明治28年(1895)にやって来た向井兵輔と太田音市である。明治35年(1902)からバンクーバー島ナナイモでニシン肥料の工場を経営し、さらにクイーン・シャーロット島に移って鉱山開発や塩干魚製造で成功した二人のキャリアも、スティーブストンのサケ漁から始まっていた。漁に使われた小型のボートを作る造船所の船大工の多くも日系人で、太地で船を作っていた石垣政次もその一人であったはずである。もしも政次が、ビクトリア港で下船した栄太郎を連れてスティーブストンに戻っていたなら、二人の人生はどう変わっていたのだろう。



森浦湾での鯨類飼育について

森浦湾に設置された海上遊歩道がオープンして1年が経ちました。森浦湾くじらの海計画に基づき、森浦湾での鯨類の飼育がスタートしたのは2014年です。始めは比較的飼育が容易なバンドウイルカ2頭を導入し、環境調査も進めました。その結果、森浦湾において鯨類の飼育ができることが分かり、その後、種・頭数を増やし、ついに昨年海上遊歩道のオープンに至りました。今では町民の皆さんを含め、多くの方にお越しいただき嬉しく思います。

この海上遊歩道の見どころは、何と言っても生簀(いけす)の外を悠々と泳ぎまわるクジラたちを観察できることです。初めて生簀から出た時は警戒して生簀から離れようとしなかったクジラたちも、今ではすっかり慣れて生簀から出るとすぐ散り散りに泳いでいきます。広大なエリアを高速で泳ぎまわったり、水面に浮かんでゆっくり休んだり、時には高々と飛び上がって大きな水しぶきをあげたりしているなど、クジラたちは様々な行動を見せてくれます。荒天等でクジラたちを生簀から出せない時でも、桟橋に隣接した生簀でバンドウイルカを見ることができます。現在、生簀から出すことができる鯨類は、夏休み期間に開催される、クジラに出会える海水浴場でお馴染みのハナゴンドウが6頭、そしてバンドウイルカが1頭です。今後更に頭数を増やし、他の種類のクジラたちも観察していただけるよう、訓練を進めています。

動物たちを生簀から出す前に、毎朝、健康チェックを行います。元気で食欲があり、健康状態に問題がないこと

を確認できたら、生簀の外に出します。日中は生簀の外で過ごしてもらいますが、夕方には生簀の中へと戻します。生簀の外を自由に泳ぎ回るクジラたちを生簀に集めるために、クジラたちには「コーリング」という訓練をしています。水中でベルが鳴ると餌がもらえることを教える単純な訓練ですが、飼育スペースが広域であると非常に有用です。このベルの音、それほど大きな音ではなく、人が陸上で聞いても、水中に潜って聞いても近い距離でしか聞こえません。しかし、動物たちは遠くに離れた場所においても即座に反応して集まってきます。広い海で生きるクジラ的能力に改めて驚きを感じました。

そして、私たちはこの森浦湾で研究活動も行っています。動物を健康に飼育するにも、野生動物の保全をしていくにも、その動物のことを“知る”ということが重要であり、各水族館では調査研究が行われています。飼育動物でなければ得ることのできないデータは数多くありますが、これまではプールや生簀等の人工環境での調査に留まっていた。しかし、この森浦湾では広大な半自然環境をいかし、より自然に近い状態で鯨類の調査ができると期待しています。また、町内に(仮称)国際鯨類施設が設置されることも決まっており、研究活動が更に充実していくことと思います。

今回は、森浦湾での私たち飼育員の取り組みをご紹介します。海上遊歩道には無料で入場していただけますので、のびのびと暮らすクジラたちに気軽に会いに来ていただければと思います。



